

一般社団法人携帯端末登録修理協議会
組織規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人携帯端末登録修理協議会（以下「協議会」という。）定款
第7章（事務局及びその他の組織）について定めることを目的とする。

(連絡会)

第2条 協議会に、会員によって構成される連絡会を置き、理事会によって決定された協議会の活動の範囲内で、協議会がその目的を達成するために日々継続して取り組む活動の全般を実際に執行するものとする。その中には、協議会活動に関する理事会への提案、必要とするWGの設置、その他座長（第2項に定める。）が必要と認めた事項が含まれるものとする。

- 2 連絡会には、座長1名を置き、理事長がこれを指名する。座長は、連絡会を開催するほか、連絡会全体の業務を、自ら又は他の連絡会に参加する会員をして執り行うものとする。また、定款第22条第1項及び27条の理事に関する規定は、座長に準用する。
- 3 座長は、原則として2ヵ月に一度程度、連絡会を開催するものとする。ただし、議題がない場合は開催しない場合がある。
- 4 本規程に定めるほか、連絡会は、連絡会の運営に関する必要な事項を定めることができる。

(オブザーバー)

- 第3条 協議会に、オブザーバー若干名を置くことができる。
- 2 オブザーバーは、協議会の活動に関して幅広い観点から助言を行う。
 - 3 オブザーバーは、行政機関、関連団体、学識経験者等から理事会の決議をもって理事長が委嘱する。

附則 2019年3月15日から施行する。